

する事務の範囲を定める規則（平成12年富山県規則第35号）の一部を次のように改正する。

第2条の表の9の項の右欄の第2号セ中「第60条第1項」を「第59条第1項」に改め、同号ソ中「第61条第1項」を「第60条第1項」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(ワンチームとやま推進室)

富山県クリーニング業法施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月30日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県規則第19号

富山県クリーニング業法施行規則の一部を改正する規則

富山県クリーニング業法施行規則（昭和26年富山県規則第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第12号中「第8条」を「第8条第1項」に改める。

第14条に次のただし書を加える。

ただし、第2条第1項第9号から第12号までに掲げる書類及び第13条に掲げる書類については、この限りでない。

様式第8号中

「4 生年月日」

を

「4 生年月日

5 性 別

6 個人番号」

に改める。

様式第9号中

生年月日	
------	--

を

生年月日	
性別	
個人番号	

に改める。

様式第10号中

生年月日	
------	--

を

生年月日	
性別	
個人番号	

に改める。

様式第11号中

「 生年月日 」

を

「 生年月日
性別
個人番号 」

に、「第8条」を「第8条第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の富山県クリーニング業法施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(生活衛生課)

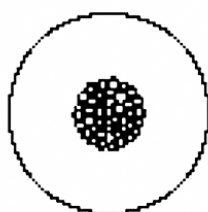
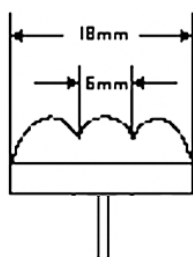
第3条の見出しを「(交付)」に改め、同条中「議員に貸与」を「任期ごとに、議員一人につき1個を交付」に改める。

第5条の見出し中「再交付」の次に「等」を加え、同条第1項中「議員き章」の前に「議員が」を加え、「亡失」を「紛失」に改め、「き損」を「毀損」に改め、「すみやかにその旨を富山県議会議長に届け出て、再交付を受けなければならない」を「速やかに富山県議会議長に再交付又は修理を申し出るものとする」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項に規定する再交付又は修理に要する費用は、当該議員が負担するものとする。

第6条を削る。

別記様式の図を次のように改める。



附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和9年4月30日から施行する。

富山県人事委員会

委員長 黒崎 紫抄代

富山県人事委員会訓令第2号

事務局

富山県人事委員会事務局職員き章に関する規程の一部を改正する訓令
富山県人事委員会事務局職員き章に関する規程（昭和63年富山県人事委員会訓令第13号）の一部を次のように改正する。

第1号様式中「銀」を「銅」に、「金張り」を「金メッキ」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行の際現に交付されているこの訓令による改正前の第1号様式による富山県人事委員会事務局職員き章は、この訓令による改正後の第1号様式による富山県人事委員会事務局職員き章とみなす。

（人委・企画・任用課）

富山県議会事務局文書管理規程の一部を改正する訓令を定め、公表する。

令和8年3月30日

富山県議会議長 筱岡 貞郎

富山県議会訓令第1号

議会事務局

富山県議会事務局文書管理規程の一部を改正する訓令
富山県議会事務局文書管理規程（平成11年富山県議会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5条の2」を「第5条の3」に改める。

第1章中第5条の2の次に次の1条を加える。

（歴史的公文書の定義）

第5条の3 この訓令において、歴史的公文書とは、次の各号に掲げる公文書をいう。

- (1) 県の機関の組織及び機能並びに政策の検討過程、決定、実施及び実績に関する重要な情報が記録された公文書
- (2) 県民の権利及び義務に関する重要な情報が記録された公文書
- (3) 県民を取り巻く社会環境、自然環境等に関する重要な情報が記録された公文書
- (4) 県の歴史、文化、学術、事件等に関する重要な情報が記録された公文書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、歴史資料として重要な情報が記載されている公文書

第47条中「永久」を「30年」に改める。

第50条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 課長は、公文書について、保存期間の満了前のできる限り早い時期に、保存期間が満了したときの措置として、歴史的公文書に該当するものにあつては所定の場所に保管することを、それ以外のものにあつては廃棄決定をすることを定めなければならない。

第58条第1項中「保存期間が永久の公文書であつて相当の期間が経過したもの又は」を削る。

様式第1号の備考の2中「又は「永久」」を削る。

様式第14号の2中「永」を「30」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の日前に職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することのできない方式で作られた記録をいう。）については、この訓令による改正後の富山県議会事務局文書管理規程第47条、第50条第2項及び第58条第1項の規定は、適

用しない。

- 3 この訓令による改正前の富山県議会事務局文書管理規程に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(議・総務課)

富山県議会事務局職員き章はい用規程の一部を改正する訓令を定め、公表する。

令和8年3月30日

富山県議会議長 筱 岡 貞 郎

富山県議会訓令第2号

議会事務局

富山県議会事務局職員き章はい用規程の一部を改正する訓令

富山県議会事務局職員き章はい用規程（昭和38年富山県議会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中「常に」を削る。

第3条の見出しを「（交付）」に改め、同条中「貸与」を「交付」に改める。

第5条第1項中「亡失」を「紛失」に改め、「き損」を「毀損」に改め、「うけなければならない」を「受けなければならない」に改める。

第1号様式中「銀」を「銅」に、「金張り」を「金メッキ」に改める。

第2号様式中「亡失（き損）」を「紛失（毀損）」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の際現に交付されているこの訓令による改正前の第1号様式による富山県議会事務局職員き章は、この訓令による改正後の第1号様式による富山県議会事務局職員き章とみなす。

(議・総務課)

富山県監査委員事務局職員き章に関する規程の一部を改正する訓令を定め、公表する。

令和8年3月30日

富山県代表監査委員 田 中 篤 人

富山県監査委員訓令第1号

監査委員事務局

富山県監査委員事務局職員き章に関する規程の一部を改正する訓令

富山県監査委員事務局職員き章に関する規程（昭和63年富山県監査委員訓令第1号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「銀」を「銅」に、「金張り」を「金メッキ」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令の施行の際現に交付されているこの訓令による改正前の様式第1号による富山県監査委員事務局職員き章は、この訓令による改正後の様式第1号による富山県監査委員事務局職員き章とみなす。

（監査委員事務局）